

和歌山県監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月7日

和歌山県監査委員 森田 康友

和歌山県監査委員 河野 ゆう

和歌山県監査委員 谷 洋一

和歌山県監査委員 多田 純一

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
海草振興局	令和5年1月27日
和歌山県税事務所	〃
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	〃
和歌山県公営競技事務所	〃
和歌山県工業技術センター	〃
和歌山下津港湾事務所	〃
紀北教育事務所	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

海草振興局建設部

道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

ア 海草振興局建設部

(ア) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処されるとともに、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。

(イ) 廃川敷地が不法に占用されている土地について、適正に対処されたい。

(ウ) 排水ポンプ車運転業務委託契約において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 簡易公開調達によらない単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかった。

b 契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていた。

(エ) 和歌山県が所有する水防用資機材（可搬式ポンプ）の保管及び使用に関する協定書により無償

貸与した重要物品について、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づく物品の貸付手続を行っていませんでしたので、適正に処理されたい。

（オ）設備に係る保守点検において、点検結果が組織内で情報共有されていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

（ア）ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

（イ）旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県公営競技事務所

（ア）収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

（イ）昨年に引き続き消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の個人印を押印していない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県工業技術センター

物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。